

記入注意

一般事項

- この調査票を提出する事業所は、本業として省令で指定された製造工業(加工工業を含む)を営んでいる事業所および告示で指定された修理業とする事業所(ガス業及電気業の事業所を除く)である。
本調査では、普通、工場、事務所、製作所などと呼ばれている単一の場所を夫々一事業所として、この事業所毎に調査票を提出する。
休業中のものでも本調査票を提出しなければならない。尚休業中のものは休業の時期および休業前の生産品名を備考欄に記入すること。
ハ 調査期間は、一月より十二月末日までとなつていて、事項については、業務締切日を定め、この事業所は、十二月三十一日に最も近い締切日から遡つて一年間の事項について報告すること。
- 調査票に記入する数字は必ず1.2.3.等のようなアラビア数字により、青インクまたは黒インクを用いて明瞭に書くこと。個額は必ず円単位として円未満は切捨てること。数量単位は必ず夫々指定の単位に依り記入すること。例えば、トン単位であるものはトン未満を切捨てること。
- 記載すべき欄に書きつけない場合は補助紙を用い、調査票に「補助紙に続く」または「別紙」等の字句を記入し、補助紙にかならず事業所名を附記すること。

1 事業所名

例えば鈴木株式会社向島工場、今川物産、高橋事務所等のようにその事業所の名称を記入すること。尚事業所に定まった名称のない場合は、その事業主の名前から、例えば中村製材工場、畑屋製作所というようになり、その名称をつけて記入すること。また、同じ区画内の二つ以上の作業所が賃金、原材料および生産品等の台帳を異にしていて、別々の調査票を提出する場合は、大阪製鋼所製鋼部、大阪製鋼所機械部というように部門の名を用いて記入すること。

2 事業所所在地

事業所のある場所を都道府県、市、郡、区、町村番地まで省略することなく記入し、配達郵便局名および電話番号を附記すること。

3 経営組織

- 十二月末日現在で株式会社以下八種類のどれか該当するもの番号に○をつけること。
- この事業所を営んでいる会社は、十二月末日現在他に製造工業の事業所を持つていない場合は「2」に○をつけること。たとえ年末には休止中である場合でも、常時一定の場所に据つていて、設備も、何時でも運転できる状態にある場合は設備工場である。然し原則が配付されておらず、配線その他の設備が取外しされている場合は、常時運転できない場合や取外して倉庫に入れたままになっている場合は「3」に○をつけること。

4 従業者数

其の事業所の業務に實際従事している個人事業主および家族従業者ならびに常用労働者(職員および労働者)について十二月末日に最も近い締切日現在における従業者数を夫々該当欄に記入すること。但し一月以上如何なる給与も算定されずまたいかなる給与も受けなかつたものまたは未復員者は在籍の者も含めないこと。同一事業所に継続して三〇日以上雇用された臨時または日雇の従業者は常用とみなして含める。職員と労働者の区別は特選、呼称によらず実際に従事する職務によること。

(1) 個人事業主および家族従業者

個人事業主とは個人で経営している事業所の主人であつて、実際に業務に従事している者である。即ち個人事業主でも業務にたずさわつていない者は含まれない。
家族従業者とは個人事業主の家族で無報酬で其の作業所の業務に従事している者である。主として家事に従事する者は稀に業務の手伝いをする者であつてもこれは含まれない。また個人事業主の家族で業務に従事する者でも普通の給料賃金を支給されている場合は家族従業者とはみなさない。これらの者は雇員関係にあるものとして職員または労働者に別して夫々該当の欄に記入すること。

(2) 職員

職員とは常用労働者の中、技術的、管理的および書記的職務に従事する者をいう。会社または団体の役員であつても普通一般職員が従事する職務を兼ねて一般職員と同じ給与規則によつて給与を受けている者は職員として算入する。

(3) 労働者

労働者は事業所本来の目的たる製造、加工、修理およびこれに密接に関連した現場の記録事務および組立、検査、荷造、運搬等の技能肉体的作業に従事する者ならびに工場設備、倉庫等の保守或は対人サービスに従事する小使、給仕、門番、掃除夫、膳方等をいう。職員と労働者の区別が不明瞭な者はその勤務した時間の長短に従つてこれを職員或は労働者として算入すること。

7 月別労働者数

毎月の末日に最も近い締切日における常用労働者(職員および労働者)数を記入すること。

8 現金給与総額

昭和二十四年十二月末日に最も近い締切日より遡り一年間の現金給与総額を職員、労働者別に夫々の欄に記入すること。職員および労働者の種類によつて別日を別にすると、夫々の締切日によつて算定された金額である。算入する金額は所得税、保険料、組合費、購入代金等を差引かない。以前の金額であつて所謂「手取額」ではなく税引後の金額である。
現金給与のうち労働契約、団体協約或は事業所の給与規則によつてあらかじめ定められていた支給条件、算定方法によつて算定された基本給(月給、日給、時間給、年給給、勤続給、地域給、能率給、精進手当、職務手当、特殊作業手当、超過勤務手当、物価手当、通勤手当等は除く)を支払つたかどうかに限らず、支給すべき額として算定された額を算入すること。即ち昭和二十四年分として算定された金額はその支給が昭和二十五年に繰越された場合も昭和二十四年の給与として算入すること。また昭和二十三年において本調査期間より前に算定された給与金額が本調査期間内に支払われた場合は、この金額は算入されない。
然し一時的、突発的理由に基いてあらかじめ定められた契約や規則によらずに支給される突発給金、越年給金等および期末賞与等は実際に支払われた月日によつて、それが本調査期間に支払われた場合は本年の給与として算入すること。
重役賞与、退職金、解雇予告手当を含む。労働者、労災保険給付金を含む。
労働者の吉凶禍福の場合あらかじめ定められた契約または規則によらずに規定された賞与によつて事業主または会社者が現金で支給した祝儀、見舞金は賞与とは異なるが本年内に支払われた総額を給与総額に加えること。但し個々の労働者にその贈り物に必要に對して差引されたものは算入しないこと。

9 原料および材料総使用額

一月一日から十二月末日までの期間内に直接製造加工に用いた自工場原料、材料、部分品、包装用材料および工場維持用の材料、消耗品の総額を記入すること。なお下請工場等に製成品、部分品を作らせたり加工させたりして支給した原料の個額も合算する。但し自工場で作つた中間製品を運送してこれに加工させた場合はこの中間製品の個額は合算しないこと。買加工を行つた工場では自工場の材料、部分品以外の消耗品等については記入し支給された原料や製成品を含めてはならない。
調査票10項の原料使用額に該当するものを原料として使用した場合に本項に算入し、燃料使用額に記入すること。
農業、水産業、鉱業等の原料使用額によつて自家生産品は取得した物を原料として用いた場合はこれらについても記入すること。
一部の材料を他より買入れたものは勿論、同一企業に属する他の事業所から受入れたものも合算する。工場を維持に用いた材料、消耗品は建物、機械、設備の小修理に用いた材料、消耗品、工具、機械油その他作業用および事務用消耗品等当座の業務費の勘定から支払われるもの。但し電話料、広告料、接待費は含まない。また建物の大修理、新築、設備機械の新設拡張等の固定資産勘定から支払われるものは含まない。
包装材料は製品の容器、レタール等は勿論荷造箱その他の梱包材料の総額を含む。価格は運賃、諸料を含めた実額の購入価額とする。従つて大量購入等による割引があつた場合はこれを差引いた実額を算入する。同一企業に属する他の事業所から受入れたものについては市価に見積つた実額を算入すること。

10 燃料使用額

一月一日から十二月末日までの期間内に消費した燃料につき、その数量および個額を夫々該当の欄に記入すること。但し自家生産の燃料を使用する場合は、その生産のために用いられた石炭、重炭等を夫々本項該当の欄に算入し、自家生産された燃料はこれを記入しないこと。
燃料使用額の項に指定した品目については原料として用いられた場合でも原料および材料総使用額の項に算入せず燃料使用額の項に記入すること。例えばコークス製造用石炭、カーボライズ製造の際炭素源として用いられた石炭およびコークス、またはカーボライズ製造に用いられたガス等も燃料使用額に合算すること。
同一企業に属する他の事業所で生産された燃料を使用した場合も、これを市価に見積つて報告すること。

11 電力使用額

一月一日から十二月末日までの期間内に使用した電力(動力用、暖房用、燈用等の総てを含む)を購入し(従道または定額)のもの、自然発電のものに別して夫々該当欄に記入すること。
個額は基本料金及び超過料金も含めた金額によること。
同一企業に属する二つ以上の事業所に送電している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力は最も生産額の多い事業所において16項生産額のイ製造品欄に記入すること。

12 委託生産費

一月一日から十二月末日までの期間内に自分の所有する原材料を下請工場、分工場、その他の工場に加工し、製成品や部分品を製造させた場合、或はこれらの工場に自分の所有する中間製品の加工、処理をさせた場合、これを加工した工場に自分の所有する原材料を支給しない下請工場等に依頼して作らせた所謂託生産品を記入すること。

13 代価を含めてはならない。

14 主要原料および材料名

本項で報告すべき原料および材料の範囲は16項に記載した生産品の製造、加工に直接用いられたものに限る。従つて9のホ、ハに説明した原料、消耗品については記入してはならない。なおこの材料名は自工場の生産工場に投入する直前の形状、材質のものによらなければならない。例えば鋳物を購入しこれに加工して製品を作つた場合はその鋳物の種類名称を記入し、自分の羊毛を他工場から買入れたものを加工して製品を作つた場合は、元の羊毛でなくこの羊毛の種類名称を記入すること。本項の報告事項は16項の生産品が如何なる基礎材料から成り立っているかを明らかにするものであるから9項の原料および材料総使用額に合算された原料と必ずしも一致するものではない。

15 作業工程

本項には16項に記載した生産品の製造に當つて自工場の行った製造、加工、処理等の作業の種類、内容を簡明に記入すること。従つて作業機械、設備等を詳細に記入する必要はないが、自工場の行う作業の特徴を明らかにすると共に、段階的または総合的な幾つかの工程を包含している場合はその作業の一貫性、総合性の範圍、度合を明らかにするよう記入すること。例えば、鍍金だけをやっていて工場では電気鍍金か、アルマイト加工を明らかにすれば足るが、機械製造工場では、紡績から染色まで一貫してやっているか、織物だけをやっていかなどを明らかにするよう記入すること。

16 生産額

本項で報告すべき製品の範囲は一月一日から十二月末日までの期間内における出荷高に十二月末日の在庫高を加えられたものより前年同月の在庫高を差引いたものとする。個額は工場渡個額(内国消費税を課せられたものはその税額を含める)により、まだ販売してないものについては十二月末日の卸売在庫高によつて計算する。
生産品名は必ず商品分類表から該当するものを出してこの分類表に掲げられた品名によつて記入すること。
なお右の商品分類に見当たらないもの、該当するかどうか疑はしいものについてはそのものを一般に通用する名称、性状、用途などを詳しく記入すること。

17 製造品

(1) 製造品とは自工場所有の原材料を用いて生産し、自工場の製品として販売(同一企業に属する他の事業所に引渡したものを含む)したものおよび、販売品であるが同一企業に属する他の事業所において在庫しているものを含めていふのである。従つてこの製造品には自工場原料から完成品まで一貫作業で製造したものだけでなく、購入(同一企業に属する他の事業所から受入れたものを含む)の半成品や部分品を組立てて仕上げた完成品を作らせた所謂委託生産品等も含まれる。
(2) 製造過程の中間製品については、調査期間中に販売されたものに限つて記入すること。従つてこの中間製品が年末現在に在庫品となつても、これは販売するものとして処理してはならない。但し仕掛品とみなし報告しないこと。例えば綿花を購入して綿糸を製造し更にこれを織物として製造する事業所が、織糸の一部を他に販売した場合は販売した綿糸についてはその数量、個額を報告しなければならない。
(3) 自工場の製品を自家消費したもの、例えば被服工場に於いて労働者に支給する作業衣のようなものも製造品に合算すること。
(4) 商品分類表に単位を指定した製品については必ず指定単位によつてその数量を記入すること。単位が指定されていない製品については、個額のみを記入すること。

18 国内消費税

国内消費税とは酒税、清涼飲料税、織物消費税、砂糖消費税、骨牌税、揮発油税の七種の消費税をいう。本欄に記入する税額はイの個額中に含まれている右の諸税の合計金額である。
ハ 買加工品
こ 加工品とは、他の事業所等から原材料の支給を受けて種々の製造加工を行つた場合の製造品または加工品を指す。従つて加工賃欄には委託者から支払われた金額および受取るべき金額を記入するのである。例えば綿糸の支給を受けて織物を製造した場合、この織物は買加工品であり、委託者から受取った織物が加工品である。従つてこの場合支給された綿糸代を含んでいる織物の価格を記入してはならない。

19 修理料

一月一日から十二月末日までの期間内に他から委託されて修理を行った場合委託者から受取つた金額或は受取るべき金額の合計を記入すること。

20 転売品

自分のところで製造したものでないが自分のところの製品として販売したものがあればその総額を本項に記入するのである。自分の原材料を支給して作らせたものや、自分の処で仕上げ加工を行つたものは製造品の方に入るからこゝには含まないこと。

21 証明

事業主とはその事業所が自分の事業所であつても他から賃借したものであつてもその何れかを問はずその事業所の経営者をいう。
事業主はその住所、氏名または名称を記入し其の印章を以て報告事項の正確且完全なることを証明すること。但し印は責任ある事業所の管理者の印章を以て代ることも出来る。

22 加入団体の名称

その工場がその業務に關して加入している団体がある場合はその団体名を記入すること。二つ以上の団体に加入している場合は各団体名を別記すること。